

(37) 原告番号三七

ア (三七―一、二) (避難時六七歳、六五歳) は、平成二三年三月一四日、当時居住していた福島県郡山市 (自主的避難等対象区域) から福島県会津若松市へ避難し、同年三月二日、福島県郡山市へ戻った。

同避難は、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ (ア) ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、同避難は、本件事故当初の避難であることからすると、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ (ア) に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ また、(三七―一、二) は平成二五年四月二六日、先に避難していた娘家族 (二五―一～五) との実質的な同居 (同じ団地での居住) のためもあり、福島県郡山市から京都市へ避難した。

当該避難は、時期からして、避難基準イ (ア) 本文に該当しないし、娘家族との同居は、両親としてではなく、祖父母としての子どもとの同居であることから、避難基準イ (イ) にも該当しない。したがって、本件事故と相当因果関係のある避難であると認めることはできない。

(38) 原告番号三八

ア (三八) は、平成二三年三月一五日、同居していた長男 (当初避難時八歳) とともに、当時居住していた福島県大沼郡金山町から広島県へ避難し、同年四月五日、福島県大沼郡金山町へ戻った (避難〈1〉)。また、同年八月二七日、当時居住していた福島県大沼郡金山町から京都府へ避難した (避難〈2〉)。

なお、平成二五年四月、イギリスへ渡航したことについても避難である旨述べるが、本件事故によって海外へ避難しなければならぬとはいえないし、一旦避難した後の移転であることからすれば、避難とは認められない。避難〈1〉〈2〉は、自主的避難等対象区域外からの避難であるから、避難基準ウの該当性がそれぞれ問題となる。

イ 本件事故時、(三八) は、当時八歳の子と同居していた。(三八) の自宅から福島第一原発までは約一三四kmの距離がある。また、自宅近辺の空間線量については、本件事故当初である平成二三年三月二〇日、モニタリングポスト (J町役場) において $0.31 \mu\text{Sv/h}$ を観測し、翌月には最大 $0.14 \mu\text{Sv/h}$ と減少傾向となり、避難〈2〉時に最も近い平成二三年七月から八月の時点では、 $0.11 \mu\text{Sv/h}$ 前後の値を観測したことが認められる。そして、(三八) は、本件事故当初に、イギリス人の夫が、海外での情報を入手したため、国内の報道とは落差を感じ、また、英国大使館からは、関東以北への立入りを原則しないように警告があったなどの情報に接し、これらの情報もあって、(三八) は、避難〈1〉をしたことが認められる。

ウ 以上を踏まえると、避難〈1〉については、上記のとおり、避難〈1〉から五日後の平成二三年三月二〇日に、 $0.31 \mu\text{Sv/h}$ を観測していることからすれば、避難〈1〉時点においても同程度の空間線量であったことが推認されるから、避難時までには $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上を観測したものとみることができる。そして、避難〈1〉は、情報が混乱していた本件事故当初の避難であり、夫から得ていた海外での情報も併せて勘案すると、その情報の正確性はともかくとして、同居する子のために避難したことは、(三八) の立場においては、福島第一原発からの距離を考慮しても、当事者のみならず、一般人からみてもやむを得ないものであって、少なくとも、避難基準イに準じる場合であるといえることができる。したがって、避難〈1〉は、本件事故と相当因果関係があると認められる。

エ しかし、避難〈2〉については、(三八) の自宅が福島第一原発から約一三四kmと離れていること、避難〈2〉前後においては空間線量の値が低下していること、情報の混乱期を脱した平成二三年四月二日以降の避難であることその他放射線の影響を特に懸念しなければならない特別な事情を有していると認めるに足りる証拠はないことからすれば、(三八) の避難〈2〉が、当事者のみならず、一般人からみてもやむを得ないものであるとまではいえず、個別具体的事情によっても、避難基準イの場合と同視できる場合又は同場合に準じる場合とまではいいがたい。したがって、避難〈2〉が本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認めることはできない。

(39) 原告番号三九

ア (三九) (避難時四六歳) は、平成二三年三月一四日、当時居住していた福島県田村郡三春町 (自主的避難等対象区域) から新潟県へ移動したが、同月二〇日、福島県田村郡三春町へ戻った。

これは、本件事故当初の移動であり、短期間であっても避難したものと認められる。そして、同避難は、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ (ア) ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、同避難は、本件事故当初の避難であることからすると、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ (ア) に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ また、平成二三年四月四日、(三九) は、当時居住していた福島県田村郡三春町から実家のある中国へ渡航し、その後は二度帰国しているが、その間ほとんどを中国で過ごしており、福島県田村郡三春町に帰国した際も、一か月を超えて滞在することはなかった。

以上を踏まえると、本件事故によって海外へ避難しなければならぬとはいえず、たとえ(三九) の実家が中国にあったとしても、中国は、損害賠償の相当因果関係を認めるべき避難先としては、相当とは認められないものの、平成二三年四月四日以降、平成二四年三月二日に福島県田村郡三春町へ戻るまでの間、(三九) が避難の意思を有した上で、避難を実行していたことは認められる。

ウ さらに、(三九) は、平成二四年五月一日、福島県田村郡三春町 (自主的避難等対象区域) から京都市へ転居したことも避難であると述べるが、福島県田村郡三春町へ一度帰国しているとはいえ、上記のとおり、一旦、長期にわたって避難した後実施された転居であることから、新たな避難ではなく、実質的には移転と認められる。

(40) 原告番号四〇

ア (四〇) 及び (四〇) の長男及び長女 (以下、(40) においては、それぞれ「長男」「長女」という。) は、平成二三年三月一五日、当時居住していた福島県いわき市 (自主的避難等対象区域) から、栃木県へ移動した。(四〇) は、同年四月一日、長男及び長女は、同月二三日、それぞれ福島県いわき市へ戻った。

これらは、本件事故直後の移動であり、短期間であっても避難したものと認められるから、避難基準イ (ア) 本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ (四〇)、長男及び長女は、平成二四年六月二六日、福島県いわき市から京都市へ避難した。

同避難は、時期からすると、避難基準イ (ア) 本文に該当しないし、前記栃木県等への避難からも一年以上経過しており、当時居住していた自宅の建物において火災が発生し住むことができなくなったことも避難を決めた理由の一つであることから

すれば、避難基準イ（ア）本文に準じることでもできず、もはや、本件事故と相当因果関係のある避難であると認めることはできない。

(41) 原告番号四二

(四二)（避難時六〇歳）は、平成二三年三月一四日、当時居住していた福島県田村市（自主的避難等対象区域）から福島県大沼郡昭和村へ避難した。

同避難は、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ（ア）ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、同避難は、本件事故当初の避難であることからすると、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ（ア）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(42) 原告番号四三

ア（四三―一～四）は、平成二三年五月一九日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から山形県へ避難した。避難後、（四三―三）の学校の関係で、福島市へ定期的に通う形になり、冬期の間は週のほとんどを福島市で過ごしていたとはいえ、生活の本拠は山形県にあった。このため、（四三―一～四）は、継続して山形県へ避難していたと認められる。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。なお、平成二三年五月八日の山形県への移動、平成二三年七月の北海道への移動は、いずれも短期間のうちに戻ってくる前提のもとでの移動といえるから、避難とは認められない。

イ（四三―一～四）は、平成二四年三月二日、福島市から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(43) 原告番号四四

ア（四四―一～三）は、平成二三年三月一日から一三日にかけて、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から、山口県へ避難し、（四四―二）は、福岡県を経て、同年四月八日、福島市へ戻った。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ（四四―二）は、平成二三年五月、当時居住していた福島市から山形県へ避難した。

同避難は、子ども又は妊婦を伴わない避難であるから、避難基準イ（ア）ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、本件事故当初の期間から一か月程度しか経過していない避難であるから、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ（ア）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(44) 原告番号四五

(四五―二、三)は、平成二三年三月二〇日、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から東京都へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(45) 原告番号四六

ア（四六―一～五）は、平成二四年二月四日、当時居住していた千葉県松戸市から三重県へ避難した。

同避難は、平成二三年四月二三日から平成二四年四月一日までになされた避難であり、自主的避難等対象区域外からの避難であるから、避難基準ウの該当性が問題となる。

イ（四六―三～五）は、（四六―一、二）の子であり、当時同居していた。（四六―三）は当時一〇歳、（四六―四）は当時八歳、（四六―五）は当時二歳であった。（四六―四）は、一歳一〇か月頃に急性リンパ性白血病を発症し、二年程度治療した上で、本件事故当時は寛解しており、経過観察を続けている状態であった。（四六―二）は、医師から、（四六―四）の病気が再発すれば、骨髄移植が必要であり、命に関わると聞いていた。（四六―一～五）の自宅から福島第一原発までは約二〇五kmの距離がある。また、自宅近辺の空間線量については、最も近い「K公園」において、平成二三年一月一日、約〇・二五 μ Sv/h（地表から五〇cm）を観測し、その後、平成二四年七月四日、約〇・一五 μ Sv/h（地表から五〇cm）を観測している。また、自宅から少し離れた「L公園」においては、平成二三年一月二日、約〇・四一 μ Sv/h（地表から五〇cm）を観測している。なお、避難時に近い時点においては、「M保育所」において、平成二四年二月六日、約〇・一五 μ Sv/h（地表から五〇cm）を観測している。

ウ 以上を踏まえると、自宅から福島第一原発までの距離が、自主的避難等対象区域が全部含まれる一〇〇kmの距離から二倍程度あることや避難時期が本件事故から相当期間が経過し、平成二四年になってからの事情がある。しかし、本件では、自宅から最も近い「K公園」では、避難前後で約〇・一五から〇・二五 μ Sv/hが観測されており、それに加えて、「M保育所」より自宅に近い「L公園」においては、それよりもはるかに高い値の約〇・四一 μ Sv/hが観測されている。これらの計測の高さが地表から五〇cmであり、一mの位置よりも低い場所における測定であることからすると、高い数値を計測した可能性があるとはいえ、（四六―四）の年齢からすれば、高さ五〇cmでの数値であっても、参考とすることが不合理とまではいえない。また、（四六―一～五）の避難時は平成二四年二月であり、空間線量は減少傾向であったと見られることを踏まえても、上記のとおり、（四六―四）が急性リンパ性白血病に罹患していたことがあり、当時は寛解していたとはいえ、経過観察等の状態にあり、再発すれば命に関わると医師から聞いていたことを踏まえると、確定的に影響を及ぼすような空間線量の値でなかったとしても、前記のような空間線量の上昇を観測している場合に、その影響を懸念して避難したとしても、（四六―一～五）の立場においては、当事者のみならず、一般人からみても避難はやむを得ないものである。もっとも、上記のとおり、福島第一原発までの距離や避難時期も考慮すると、避難基準イの場合と同等の場合とまでいうことはできないが、避難基準イの場合に準じる場合とことができ、（四六―一～五）の避難は本件事故と相当因果関係があると認められる。

(46) 原告番号四七

ア（四七）は、（四七）の長男（本件事故時には幼稚園児）及び長女（本件事故時一歳。以下、(46)においては、それぞれ「長男」「長女」という。）とともに、平成二三年九月七日、仙台市太白区からアメリカへ渡航し、同年一月四日、仙台市太白区へ戻った。

アメリカへの渡航は、避難先として相当とは認められないものの、（四七）が避難の意思を有した上で、避難を実行していたことは認められるから、この限度において、平成二四年四月一日までになされた自主的避難等対象区域外からの避難として、避難基準ウに該当するか否かが問題となる。

なお、（四七）は、平成二四年一月、沖縄県へ避難した旨述べるが、これは短期間で戻る前提の移動であるから、避難とは認められない。

イ（四七）は、当時同居していた年少者である長男及び長女とともに避難しているが、自宅から福島第一原発までは約八

九kmの距離があること、平成二三年六月二七日時点の(四七)の自宅のある仙台市太白区における空間線量は、最大 $0.18 \mu\text{Sv/h}$ (地表から五〇cm)が測定されていることが認められる。また、避難時期も、平成二三年九月七日で本件事故当初とはいえないし、自宅のあった仙台市太白区は、避難指示等対象区域にも自主的避難等対象区域にも接していない。さらに、上記の事情に加えて、その他、放射線の影響を特に懸念しなければならない特別な事情があると認めるに足りる証拠もないことからすれば、(四七)の避難が、避難基準イの場合と同等の場合又は同場合に準じる場合とまではいいがたい。年少者二人を抱えて、心理的に負担があったことはいくつかあるが、避難基準ウを満たすとはいいえない。

ウ したがって、(四七)の避難が、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。

(47) 原告番号四八

ア (四八一～三)は、平成二三年三月一五日、当時居住していた福島県郡山市(自主的避難等対象区域)から福島県会津若松市へ避難し、同月一八日、福島県郡山市へ戻った。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

イ また、(四八一～四)は、平成二三年六月二九日、(四八一)は、(四八一～四)と同居するためもあって、同年八月、それぞれ福島県郡山市から京都市へ避難した。(四八一～三)は、(四八一、二)の子であり、避難時一歳であった。

したがって、(四八一～四)は避難基準イ(ア)本文に、(四八一)は、(四八一～三)の避難から二年以内の避難であるから、その目的からして、避難基準イ(イ)にそれぞれ該当し、当該各避難はいずれも本件事故と相当因果関係があると認める。

ウ (四八一～五)は、平成二六年二月一七日、福島県郡山市から京都市へ避難し、(四八一～六)は、平成二七年九月二六日、福島県郡山市から京都市へ避難した。

(四八一～五)(避難時三四歳)の避難は、平成二四年四月一日以降のものであるし、(四八一～五)は、(四八一～二)の兄であり、(四八一～三)の伯父に当たるから、その避難は、避難基準イ(ア)本文又は同(イ)に該当しているとはいえず、本件事故と相当因果関係のある避難であると認めることはできない。(四八一～六)(避難時六三歳)の避難も、平成二四年四月一日以降のものであるし、(四八一～六)は(四八一～三)の祖父に当たるから、その避難は、避難基準イ(ア)本文又は同(イ)の条件に該当しているとはいえず、本件事故と相当因果関係のある避難であると認めることはできない。

(48) 原告番号四九

(四九)(避難時四三歳)は、平成二三年三月一七日から一八日にかけて、当時居住していた福島市(自主的避難等対象区域)から大阪府へ避難し、平成二七年七月、福島市へ戻った。

同避難は、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ(ア)ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、同避難は、本件事故当初の避難であることからすると、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ(ア)に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(49) 原告番号五〇

(五〇)(避難時二三歳)は、平成二三年三月一四日、当時居住していた福島市(自主的避難等対象区域)から新潟県へ避難した。

同避難は、子ども又は妊婦を伴わない。そのため、避難基準イ(ア)ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、同避難は、本件事故当初の避難であることからすると、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ(ア)に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(50) 原告番号五一

ア (五一～二、三)は、平成二三年三月一五日、当時居住していた福島市(自主的避難等対象区域)から新潟県へ避難し、同年六月二三日、福島市へ戻った。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

なお、(五一～一)は、(五一～二、三)の避難に同行しただけであり、(五一～一)自身の避難行動とは異なるから、その同行は、避難とは認められない。

イ (五一～二、三)は、平成二三年七月二日、福島市から山形県へ避難した。

したがって、避難基準イ(ア)本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

ウ (五一～一)は、平成二五年一月一九日、(五一～二、三)と同居するためもあり、当時居住していた福島市から京都市へ避難した。(五一～三)は、(五一～一、二)の子であり、避難時一歳であった。

(五一～一)の避難は、(五一～三)の避難から二年半以上が経過していることからすれば、避難基準イ(イ)に該当しているとはいえず、本件事故と相当因果関係のある避難であると認めることはできない。

(51) 原告番号五二

ア (五二～一～四)は、平成二四年一月二七日、当時居住していた茨城県北茨城市から京都市へ避難した。

当該避難は、平成二四年四月一日までになされた避難であり、自主的避難等対象区域外からの避難であるから、避難基準ウの該当性が問題となる。

イ (五二～二～四)は、(五二～一)の子であり、避難当時同居し、(五二～二)は当時一二歳、(五二～三)は当時九歳、(五二～四)は当時六歳であった。(五二～一～四)の自宅から福島第一原発までは約六七kmであり、自主的避難等対象区域の多くが入る福島第一原発八〇km圏内であり、自宅のある茨城県北茨城市は、自主的避難等対象区域である福島県いわき市に接している。また、自宅近辺の空間線量については、最も近い「N中学校」において、平成二三年四月、 $0.51 \mu\text{Sv/h}$ (地表から一m)を、その後の平成二四年一月、約 $0.17 \mu\text{Sv/h}$ (地表から一m)をそれぞれ観測している。一方、茨城県北茨城市における可搬型モニタリングポスト(茨城県災害対策本部)では、平成二三年三月一三日、一四日には、 $0.046 \sim 0.053 \mu\text{Sv/h}$ を観測していたが、同月一五日には、最大 $5.575 \mu\text{Sv/h}$ (最大になって以後の最小は $0.612 \mu\text{Sv/h}$)、同月一六日にも最大 $15.800 \mu\text{Sv/h}$ (最小は $0.552 \mu\text{Sv/h}$)を観測し、以後も 0.598 (同月三十一日の最小値) $\sim 2.530 \mu\text{Sv/h}$ (同月二三日の最大値)を観測していた(同月一六日から三十一日までは、一日の空間線量は、同月一五日、一六日ほどの変動はない。)(五二～一)は、同月下旬から、毎日、インターネットで、上記モニタリングポストの情報を得ており、同月一六日の最大 $15.800 \mu\text{Sv/h}$ の数値も目にしている。

ウ 以上を踏まえると、距離、線量、自主的避難等対象区域との近接性、子どもの存在などから、上記避難は、自主的避難

等対象区域からの平成二四年四月一日までの避難と同様の避難と評価することができるから、避難基準イ（ア）本文の場合と同等の場合とすることができる。したがって、上記避難は、本件事故と相当因果関係があると認められる。

(52) 原告番号五三

(五三)は、平成二三年八月二四日、当時同居していた長女（避難時一歳）とともに、当時居住していた福島市（自主的避難等対象区域）から京都市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(53) 原告番号五四

(五四一、二)（避難時三歳、三三歳）は、平成二三年五月二〇日、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）から京都府へ避難した。(五四一、二)は、放射線を恐れる一方で、もともと農作物で生計をたてようとしていたが、本件事故によって、平成二三年の収穫や福島で農業を続けることを諦めざるを得ないと考え、避難を決意した。

この避難は、生活面の立直しを図る目的も含むが、恐怖を感じての避難を否定されるものではない。また、子ども又は妊婦を伴わない避難であるから、避難基準イ（ア）ただし書からすると、避難時期の考慮が必要であるが、本件事故当初の期間から一か月程度しか経過していない避難であるから、避難はやむを得ないものと考えられる。したがって、避難基準イ（ア）に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(54) 原告番号五五

ア（五五）は、平成二三年一月一六日、（五五）の子（避難当時〇歳）とともに、宮城県仙台市宮城野区から京都市へ避難した。

当該避難は、平成二四年四月一日までになされた避難であり、自主的避難等対象区域外からの避難であるから、避難基準ウの該当性が問題となる。

イ（五五）は、当時同居していた年少者である子とともに避難しているが、自宅から福島第一原発までは約九五kmの距離があること、（五五）が避難する前の平成二三年六月八日から避難した同年一月一六日まで、宮城県仙台市宮城野区の自宅から近傍測定地点である「〇保育所」での空間線量は、 $0.09 \sim 0.13 \mu\text{Sv/h}$ （地表から五〇cm）が測定されていることが認められる。また、避難時期も、平成二三年一月一六日であって、本件事故当初とはいえない時期である。さらに、自宅のある宮城県仙台市宮城野区は、自主的避難等対象区域とも接していないとの事情に加えて、その他、放射線の影響を特に懸念しなければならない特別な事情があると認めるに足りる証拠もないことからすれば、（五五）の避難が、避難基準イの場合と同等の場合又は避難基準イの場合に準じる場合とまではいいがたい。

ウ したがって、（五五）の避難が、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。

(55) 原告番号五六

ア（五六一）は、平成二三年三月一二日、本件地震に不安を感じて、当時居住していた栃木県大田原市から東京都へ移動した。(五六二)は、同年一月頃から、一時的に資格取得のため、東京都に居住しており、同年春には栃木県大田原市の自宅へ戻る予定であった。(五六一)は、(五六二)とともに、同年三月一七日、東京都から大阪府へ移動した。

(五六一)の東京都への移動は、本件地震によるものであって、本件事故によるものではないが、(五六一、二)の大阪府への移動は、本件事故による影響を心配し、栃木県大田原市に戻ることができないためにしたものであり、避難と認めることができる。そして、当該避難は、自主的避難等対象区域外の栃木県大田原市に関係する避難であるから、避難基準ウの該当性が問題となる。

イ（五六一、二）の自宅から福島第一原発までは約一〇〇kmの距離があり、自主的避難等対象区域の全部が入る福島第一原発一〇〇km圏内にある。平成二三年五月中旬時点の(五六一、二)の自宅近くのP幼稚園における空間線量は、 $0.37 \mu\text{Sv/h}$ が、同じQ小学校における空間線量は、 $0.33 \mu\text{Sv/h}$ が、それぞれ測定されている。空間線量については避難時の数値ではないものの、避難時も少なくとも同程度の空間線量はあったであろうということが推認されるから、避難時まで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える数値を観測したものとみることができる。そして、避難の時期は、本件事故当初である。

ウ 以上を踏まえると、距離、線量及び避難時期などから、上記避難は、自主的避難等対象区域からの平成二四年四月一日までの避難に準じる避難と評価することができるから、避難基準イ（ア）の場合に準じる場合とすることができる。したがって、(五六一、二)の避難は、本件事故と相当因果関係があると認められる。

エ（五六一）は、(五六一)の亡父（以下、(55)において亡父という。）の避難に伴う慰謝料を相続した旨主張するので、亡父の避難の相当性についても検討する。亡父は、当時栃木県大田原市に居住しており、避難を実行した旨、(五六一)は述べるが、亡父の住所は、住民票上は東京都となっており、その他の証拠を併せてみても、亡父が、本件事故時に栃木県大田原市に居住していたことを裏付けるものはなく、上記供述は信用することができない。したがって、亡父は、当時居住していた東京都から避難しているが、避難基準イの場合と同等の場合又は避難基準イの場合に準じる場合とまではいいがたい。亡父の避難は、本件事故と相当因果関係があるものと認めることはできない。

(56) 原告番号五七

(五七一～六)は、平成二三年三月一四日、当時居住していた福島県いわき市（自主的避難等対象区域）から福島県会津若松市へ避難した。

したがって、避難基準イ（ア）本文に該当し、当該避難は本件事故と相当因果関係があると認める。

(57) 原告番号五八

ア（五八一）は、勤務先の大学で生物学を専攻し、放射線の管理責任者も経験していたが、本件事故直後には、大学のモニターが振り切れ、放射線の線量が高いと認識していた。妊婦である(五八一)には悪阻がみられ、余震を避けるためもあり、(五八一)の実家（京都市）に一時的に避難することとし、(五八一、三)は、平成二三年三月一四日、当時居住していた千葉県柏市から京都市へ避難した。(五八一)は、同年六月頃、千葉県柏市がホットスポットになっているのを知り、勤務先の大学の放射線量の測定においても、高い値が観測されていたので、本件事故も収束していく様子がないと判断した。このため、(五八一)は、千葉県柏市には戻らないことを決意し、(五八一、三)は京都市での避難を継続した。

(五八一、三)の京都市への上記避難は、余震を避ける目的もあったが、(五八一)が、放射線の線量が高いと認識しており、平成二三年六月以降も、本件事故が収束しないとして、避難を継続しており、避難当時も、放射線の影響を避ける目的もあったとみるのが自然である。したがって、当該避難は、本件事故による避難と認めることができる。そして、同避難は、平成二四年四月一日までになされた避難であり、自主的避難等対象区域外からの避難であるから、避難基準ウの該当性が

問題となる。

イ (五八―三)は、三歳の年少者であり、妊婦である(五八―二)と同居していた。(五八―二、三)の自宅から福島第一原発までは約一九五kmの距離がある。平成二三年三月一五日時点の(五八―一～三)の自宅近くにあるR大学における空間線量は、 $0.72 \mu\text{Sv/h}$ が測定され、その後も同月中に、 0.80 (二日)、 0.77 (二日)、 0.76 (二三日)、 0.69 (二四日、二五日)、 $0.52 \sim 0.59$ (二八日～三一日)各 $\mu\text{Sv/h}$ がそれぞれ観測されている。避難継続を決めた頃である平成二三年六月八日の時点で、(五八―一)の自宅から最寄りのモニタリングポストであるS小学校(地上1m)において、 $0.30 \mu\text{Sv/h}$ が、そのほかの柏市のモニタリングポストでは、 $0.219 \sim 0.439 \mu\text{Sv/h}$ がそれぞれ観測されていた。そして、その避難の時期は、本件事故当初の平成二三年三月一四日である。

ウ 以上を踏まえると空間線量については、避難時の数値ではないものの、避難時も同程度の空間線量であったことが推測されるから、避難時まで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を大幅に超える空間線量を観測したものとみることができ、避難時期も本件事故当初であるほか、(五八―二)が妊婦であり、(五八―三)という年少者を抱えてもいたのであるから、線量、避難時期及び家族構成からして、(五八―二、三)の立場においては、当事者のみならず、一般人からみても避難はやむを得ないものである。もっとも、上記のとおり、福島第一原発までの距離も考慮すると、上記避難は、避難基準の場合と同等とまで評価することまではできないが、避難基準の場合に準じる場合とすることができる。したがって、上記避難は本件事故と相当因果関係があると認められる。

エ なお、(五八―四)は、(五八―二)が妊婦であり、前記避難時に出生していなかったのであるから、避難したという評価をすることはできず、避難の相当性を判断する必要がない。

六 まとめ

以上まとめると、避難の相当性についての判断は、以下のとおりである。なお、枝番のない原告番号は、枝番の家族全員を示すものである。

(1) 避難経路の全部又は一部に避難の相当性を認める原告

避難基準Aに該当する場合：(一)、(一八)

同イ(ア)本文又は(イ)に該当する場合：(一)、(二―一、三、四)、(三)～(五)、(六―一、二)、(七)、(八)、(九―一、三、四)、(一〇―一、三)、(一一)、(一二)、(一四―一、二、四)、(一六)、(一七)、(一九―一、三、四)、(二〇―一、三～六)、(二一)、(二二)、(二三―一～三、五)、(二四)～(三〇)、(三一―二、三)、(三二)、(三三)、(三五)、(三六―二)、(三七)、(三九)、(四〇)、(四二)～(四四)、(四五―二、三)、(四八―一～四)、(四九)、(五〇)、(五一―二、三)、(五三)、(五四)、(五七)

同ウに該当する場合：(一五―一、二)、(三四)、(三八)、(四六)、(五二)、(五六)、(五八―二、三)

(2) 避難経路の全部に避難の相当性を認めない原告(避難していない場合又は避難の相当性を判断しない場合(避難時胎児)を含む)：(二―二)、(六―三)、(九―二)、(一〇―二)、(一三)、(一四―三)、(一五―三、四)、(一九―二)、(二〇―二、七、八)、(二三―四)、(三一―一)、(三六―一)、(四五―一)、(四七)、(四八―五、六)、(五一―一)、(五五)、(五八―一、四)

第五節 争点〈5〉(損害各論)について

第一 認定事実(賠償基準に関する事実)

一 中間指針等の内容

(1) 中間指針

ア 中間指針の策定

前記第四節第一の12(1)のとおり、審査会は、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針として、中間指針を策定、公表した。

イ 避難等対象者の賠償額の目安

政府による避難指示にかかる損害について、以下のとおり、損害項目ごとに賠償すべき損害を示すとともに、精神的損害については、賠償の対象となる期間を三期(第一期：本件事故発生から六か月間、第二期：第一期終了から六か月間、第三期：第二期終了から終期まで)に分け、賠償額の目安を示した。

(ア) 検査費用(人)

本件事故の発生以降、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けるために負担した検査費用(検査のための交通費等の付随費用を含む)。

(イ) 避難費用

必要かつ合理的な範囲で負担した、〈1〉対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用、〈2〉対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用、〈3〉避難等対象者が避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用。

〈1〉、〈2〉については、避難等対象者が現実に負担した実費を損害額とするのが合理的な算定方法であるが、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

〈3〉については、原則として後記精神的損害の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者を損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。

避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

(ウ) 一時立入費用

警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した、必要かつ合理的な範囲の交通費、家財道具の移動費用、除染費用等。

(エ) 帰宅費用

対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した、必要かつ合理的な範囲の交通費、家財道具の移動費用等。

(オ) 生命・身体的損害

本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し(精神的障害を含む)、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等。

本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等。

(カ) 精神的損害

a 本件事故から六か月間（第一期）

一人月額一〇万円。ただし、避難所、体育館、公民館等における避難生活等を余儀なくされた者については、一人月額一二万円。

b 第一期終了から六か月間（第二期）

一人月額五万円。第二期の終期は、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直すものとされた（各一八頁）。なお、後述の中間指針第二次追補において、避難指示区域見直しの時点まで、第二期の終期は延長されている。

c 第二期終了から終期までの期間（第三期）

第三期については、今後の本件事故の収束状況等を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するとされた。なお、中間指針第二次追補において損害額の算定方法が示された。

(キ) 就労不能等に伴う損害

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用。

(ク) 財物価値の喪失又は減少等

財物（動産及び不動産）につき、現実発生した以下の損害

(1) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合の、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）。

(2) 当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露したか、そうでないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合の、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用

(3) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用。

(2) 中間指針追補

ア 中間指針追補の策定

前記第四節第一の12(2)のとおり、審査会は、避難指示等に基づかずに行った避難にかかる損害に関して、中間指針追補を策定、公表した。同追補は、相当因果関係の有無は個々の事案毎に判断すべきものとしながら、紛争解決を促すため、賠償が認められるべき一定の範囲を示すものとして策定されたものである。

イ 自主的避難等対象者の賠償額の目安

自主的避難等対象者の賠償額の目安を以下のとおりとしている。損害の中身は、自主的避難を行った場合は、(1)生活費の増加費用、(2)正常な日常生活が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、(3)移動費用である。自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合は、(1)放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、(2)生活費の増加費用である。

(ア) 自主的避難等対象者のうち子ども（対象期間において満一八歳以下の者）及び妊婦（対象期間に妊娠していた者）については、本件事故発生から平成二三年一二月末までの損害として一人四〇万円。

平成二四年一月以降に関しては、今後、必要に応じて検討することとした。なお、後述のとおり、中間指針第二次追補において、平成二四年一月以降に関しても、一定の場合には、賠償の対象となることが示された。

(イ) その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期（概ね本件事故発生から平成二三年四月二二日頃までが目安）の損害として一人八万円。

(ウ) 自主的避難等対象者が避難を行った場合と、自主的避難等対象区域に滞在し続けた場合の損害額を同額と算定する。

(3) 中間指針第二次追補

ア 中間指針第二次追補の策定

審査会は、政府が平成二四年三月末日を目途として、新たな区域が設定されること等を踏まえ、平成二四年三月一六日、以下のとおり、中間指針第二次追補を策定、公表した。

イ 第二期の終期変更

第二期の終期を中間指針の「第二期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第三期」とした。

ウ 第三期の賠償額の目安

引き続き、賠償すべき避難費用及び精神的損害は中間指針のとおりとし、第三期における精神的損害の賠償額（避難費用のうち、通常範囲の生活費の増加費用を含む。）の目安を以下のとおりとしている。

(ア) 居住制限区域については、一人月額一〇万円を目安とした上、概ね二年分をまとめて一人二四〇万円の請求をすることができるものとする。ただし、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

(イ) 旧緊急時避難準備区域については、一人月額一〇万円。ただし、中間指針で示した「避難指示等の解除から相当期間経過後」の「相当期間」は、平成二四年八月末までを目安とする。

(4) 中間指針第四次追補

ア 中間指針第四次追補の策定

審査会は、平成二五年一二月二六日、以下のとおり、中間指針第四次追補を策定、公表した。

イ 第三期の賠償額の目安

引き続き、避難費用及び精神的損害は、中間指針及び中間指針第二次追補で示したとおりとし、第三期における精神的損害

の賠償額の目安を以下のとおりとしている。

(ア) 帰還困難区域、大熊町・双葉町の居住制限区域・避難指示解除準備区域以外の地域については、引き続き一人月額一〇万円。

(イ) 中間指針で示した「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については一年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

二 被告東電の賠償基準

被告東電は、中間指針等に基づいて、(1)～(3)の区域ごとに賠償基準を定めた上、基準に沿った賠償を行っている。

(4)については、被告東電が自主的に基準を定めて賠償を行っている。そのうち、精神的損害を中心とした賠償基準は以下のとおりである(主に原告ら関係分である。)

(1) 居住制限区域の旧居住者

平成二三年三月一日から平成三〇年三月三十一日まで一人月額一〇万円(第一・二期において、避難所における生活の期間は月額一・二万円)。

(2) 旧緊急時避難準備区域旧居住者

避難の有無を問わず、平成二三年三月一日から平成二四年八月三十一日まで一人月額一〇万円(中学生以下は増額あり)。

(3) 自主的避難等対象区域旧居住者

ア 子ども(一八歳以下：平成四年三月一日生から平成二三年一月三十一日生)及び妊婦(平成二三年三月一日から同年一月三十一日までの間に妊娠していた期間がある者)に対し、平成二三年三月一日から同年一月三十一日までの損害として一人四〇万円(避難を実施している場合には、一人二〇万円を加算。)。上記以外の者に対し、避難の有無を問わず、平成二三年三月一日から四月二日までの損害として一人八万円。

イ 子ども(一八歳以下：平成五年一月二日生から平成二四年八月三十一日生)及び妊婦(平成二四年一月一日から同年八月三十一日までの間に妊娠していた期間がある者)に対し、精神的苦痛のほか、生活費増加費用や避難した場合の移動費用を含めて、平成二四年一月一日から同年八月三十一日までの損害として一人八万円。

ウ 追加的費用等に対する賠償として、上記ア、イの賠償対象者から事故後出生した者(平成二三年三月二日生から平成二四年八月三十一日生)も含めて、一人四万円。

エ 福島県の県南地域、宮城県丸森町旧居住者

(ア) 福島県の県南地域(福島県白河市、西郷村を含む地域)及び宮城県丸森町に居住していた、子ども(一八歳以下：平成四年三月二日生から平成二三年一月三十一日生)及び妊婦(平成二三年三月一日から同年一月三十一日までの間に妊娠していた期間がある者)に対し、避難の有無を問わず、平成二三年三月一日から同年一月三十一日までの損害として一人二〇万円。

(イ) 子ども(一八歳以下：平成五年一月二日生から平成二四年八月三十一日生)及び妊婦(平成二四年一月一日から同年八月三十一日までの間に妊娠していた期間がある者)に対し、精神的苦痛のほか、生活費増加費用や避難した場合の移動費用を含めて、平成二四年一月一日から同年八月三十一日までの損害として一人四万円。

(ウ) 追加的費用等に対する賠償として、上記ア、イの賠償対象者から事故後から出生した者(平成二三年三月二日生から平成二四年八月三十一日生)も含めて、一人四万円。

三 前記一、二以外の賠償基準等

前記一、二以外にも、本件事故の損害賠償に関しては、以下のとおり、賠償基準等が策定、公表されている。

(1) 審査会による第一次指針、第二次指針、同指針追補

審査会が、中間指針より前の時期(平成二三年四月二八日、同年五月三十一日、同年六月二〇日)に公表したもので、その後の検討事項を加えて、中間指針が定められた。

(2) 被告東電による、被害者からの直接請求に関する「補償の具体的な算定基準」

審査会の指針を踏まえ、同指針に示された損害の範囲に対する算定基準を定め、避難指示等対象区域からの避難者などの直接請求に対する補償を実施するとしたもの。その中には、次のような基準項目がある。

ア 避難、帰宅費用(交通費)

(ア) 同一都道府県内の移動は、移動手段にかかわらず一人につき、移動一回当たり五〇〇〇円。

(イ) 都道府県を越える移動(自家用車)は、車一台につき、移動一回当たり「標準交通費一覧表(自家用車)」の該当する標準金額(カッコ内は、後述するその八割の金額)。

例：福島～京都 二万八〇〇〇円(二万二四〇〇円)

福島～山形 一万三〇〇〇円(一万〇四〇〇円)

福島～新潟 一万四〇〇〇円(一万一二〇〇円)

福島～東京 一万三〇〇〇円(一万〇四〇〇円)

東京～京都 二万五〇〇〇円(二万円)

(ウ) 都道府県を越える移動(自家用車以外の手段による移動)は、一人につき、移動一回当たり「標準交通費一覧表(その他交通機関)」の該当する標準金額(カッコ内は、後述するその八割の金額)

例：福島～京都 二万六〇〇〇円(二万〇八〇〇円)

福島～大阪 四万円(三万二〇〇〇円)

福島～東京 一万四〇〇〇円(一万一二〇〇円)

東京～京都 一万九〇〇〇円(一万五二〇〇円)

イ 一時立入費用(交通費)

一か月当たり一回まで、避難等の指示が解除された後、合理的な期間まで。一回当たりの金額は、上記アと同じ。

(3) 原子力損害賠償紛争解決センター(センター)による総括基準

審査会の下には、原賠法一八条二項一号に基づき、任意の和解仲介手続を進めるための機関として、センターが設置された。センターは、総括委員会を設け、裁判外紛争解決(ADR)手続を申し立てられた多くの案件に共通する問題点に関して、一定の基準(総括基準)を示し、仲介委員が行う和解の仲介にあたって、参照されるものとした。その中で、総括基準二では、避難指示等に基づく避難について、精神的損害の増額事由として、要介護状態にあること、身体又は精神の障害がある

こと、重度又は中等度の持病があることなどを挙げている。

(4) ADR手続の運用実績

前記一、二及び三(1)～(3)の各基準にない事項について、センターが仲介した和解事例から窺える基準として、福島県弁護士会の「原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会」が分析、公表した。その中には、センターが平成二五年八月三日に福島弁護士会に提供したという「センターにおける現時点での標準的な取扱いについて」があり、自主的避難実行者について、次のような記載がある。

ア 生活費増加分(定額を上回る実績の立証があった場合は、実績を賠償)

(ア) 家財道具購入費

家族全員で避難実行…定額一五万円

家族の一部で避難実行…定額三〇万円(避難先が親戚等の場合は定額一五万円)

(イ) 避難継続中の毎月の生活費増加分

家族全員で避難実行…定額〇円

家族の一部で避難実行…定額月額三万円(父親一人が福島県内に残るような場合)。なお、家族分離後、少ない人数で生活するグループの人数が二人の場合は定額として月額四万、三人の場合は定額五万円とする。

(ウ) 避難継続中の避難雑費…平成二四年以降につき、定額として子ども・妊婦一人当たり月額二万円(平成二三年分は避難雑費の加算をしない。)

イ 避難交通費・面会交通費(定額を上回る実績の立証があった場合は、実績を賠償する。ただし、面会交通費を実額で賠償する場合は、月二往復分までを賠償の限度とする。)

(ア) 被告東電への直接請求で、避難交通費として認められている金額の八割を基準とする。

(イ) 別離家族の面会交通費は、(ア)による金額の二往復分までを賠償の目安とする。

四 中間指針等に基づく賠償の実施状況

(1) 被告東電による直接請求手続での賠償総額は、平成二九年九月二日時点で、避難等対象者である個人に対する賠償件数約九二万六〇〇〇件(世帯単位の延件数)、自主的避難等対象者である個人に対する賠償件数約一二九万五〇〇〇件(世帯単位の延件数)、法人・個人事業主等への賠償件数約三九万八〇〇〇件、合計約七兆五四四八億円となっている。

(2) センターにおけるADRの実施状況は、平成二九年六月三〇日現在の速報値で、次のとおりである。

ア 申立件数：二万二四九八件

イ 既済件数：二万〇四三三件(うち全部和解成立：一万六八四五件、取下げ：二〇〇三件、打切り：一五八四件、却下：一件)

ウ 現在進行中の件数：二〇六五件(うち現在提示中の和解案：一六〇件)

エ 全部和解成立件数：一万六八四五件

第二 損害各論の総論

一 相当因果関係を認める損害について

(1) 避難生活に伴う損害

ア 避難が相当と認められた場合には、避難行動それ自体によって生じた損害のほか、その後の避難先における生活を継続したことにより生じた損害も、本件事故がなかったならば発生しなかったであろう状態と現状との差額に当たるとして、本件事故と相当因果関係のある損害と認めるべきである。

一旦、ある世帯が避難すれば、避難先における生活を安定させようとするのが通常であり、そのように安定しつつある世帯が容易に帰還することは困難である。このことは、避難指示等による避難の場合と、避難指示等によらない自主的避難の場合とで異なることはない。避難指示等による避難の場合と、避難指示等によらない自主的避難の場合とでは、政府や地方公共団体により避難を余儀なくされたか否か、同様に避難を続けることを余儀なくされたのか否かの点において性質の異なる面があるものの、この性質の違いは、避難先での損害の相当な範囲(期間、額など)に違いを生じさせることになるとしても、避難指示等によらない自主的避難の場合に、避難先の損害が一切相当因果関係を欠くということにはならないと解される。このように解しないこと、自主的避難の場合に、避難の相当性を認めつつ、避難後直ちに帰還すべき結果を強いることとなり、避難の相当性を認めることと矛盾することになる。したがって、避難指示等の有無にかかわらず、上記のとおり、避難が相当の場合には、避難先での生活継続による損害も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

イ 避難指示等による避難の場合には、本件事故によって、生活の本拠からの立ち退きを余儀なくされ、生活の本拠たる土地において平穩に生活する利益の享受を物理的に阻害されただけでなく、生活の本拠たる土地における不動産や動産の利用を強制的に不可能にさせられたという点において、直接財産権を侵害されたものといえる。したがって、避難指示が続く限りは、財産権や生活の本拠において平穩に生活する利益が侵害され続けており、その間の避難生活に伴う損害は、当然本件事故と相当因果関係のある損害といえることができる。また、前記のとおり、避難指示等が解除され、自由に立ち入りできる状況になったとしても、一定期間避難生活を継続していた者が、直ちに帰還できるとはいえない。このことは、平成二九年四月に居住制限区域が解除された富岡町において、同年五月一日現在で帰還した者が全住民登録者数の一%にも満たないことから裏付けられている。したがって、避難指示等の解除後も相応の期間の避難生活による損害は、やむを得ないものであって、本件事故と相当因果関係のある損害と評価することができる。

ウ 他方で、自主的避難の場合であったとしても、上記のとおり、避難後、避難生活を継続することはやむを得ないから、それによって生じた損害も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、避難者は放射線に対する恐怖や不安によって、家族全員又は子どもを伴うなどして避難したものであり、低線量被ばくの影響や土壌汚染に関して、様々な考え方がある中で、避難まで生じさせた恐怖や不安による心理的影響から抜けることにはもともと困難な面があることは否定できない。また、避難後は、新たな土地で就職や学校生活などの日常生活が始まり、避難先であっても、避難者が日常生活を安定化させようと努力する中で、元の居住地に再度戻るには、経済的、社会的な負担等が再度生じることから、どの時点までの避難継続が相当であるかを判断することは困難が伴い、元の居住地の空間線量は重要要素であるとしても、それだけで判断することもできないというべきである。しかし、ある程度避難生活を継続した場合、その避難先における生活が、時間とともに安定し、新たな生活の本拠ができることとなる。そうすると、避難者は生活の本拠において平穩に生活する利益の享受を本件事故によって阻害されたために、避難先での生活を送ることとなったのであるが、前記のように時間が経過して新たな生活が安定

し始めると、避難者の主観面はともかくとして、安定し始めた新たな生活は、もはや生活の本拠において平穩に生活する利益の享受を阻害されている状態ではないと法的には評価できるから、そのような状況において、避難者が避難先における生活に関して支出を行ったとしても、それは本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。具体的に、避難先における生活が安定する時期は、個々の避難者の生活状況や世帯状況等の個別事情に左右されるものの、一般的に移転した場合などを想定すれば、おおむね避難時から二年程度であるとするのが相当である。したがって、自主的避難の場合には、避難の相当性で認定した避難時から二年経過するまでに生じた損害について、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

エ 原告らは被告東電が直接請求において使用する基準や、ADR手続で認められている損害は最低限の賠償とされるべきであると主張する。

しかし、訴訟においては、個別の証拠によって損害を立証することが求められるのであって、直接請求やADR手続において認められた額がそのまま最低限の賠償につながるとまで認めることはできない。少なくとも、被告国との関係では、直接請求やADR手続において認められた額が、法的な拘束力を有するとする根拠はない。ただし、直接請求やADR手続において、本件事故による多くの避難者に対して賠償が行われ、社会的にも定着していることや、同一の事故である本件事故による損害であることに鑑みれば、そのような賠償額に相当する損害が原告らにも生じているであろうことが事実上推認されるという限度においては、これらの手続において利用されている基準等を基にすることは許されるものというべきである。特に、避難の事実と相当性を認めるのであれば、避難交通費や世帯分離による生活費増加費用など一定の費用が発生することが経験則上当然の場合（避難指示等の区域については、中間指針でも前提としていると解される。）には、損害の発生は認めざるを得ないところから、損害額についての証拠の提出が困難である事例があることもやむを得ない面がある訴訟であり、上記のような社会的にも定着した同一事故の基準等を用いることは、民訴法二四八条の精神にも合致する。ただし、ADR手続等で、個別の証拠を求めているのは当然であって、訴訟においてもその原則は該当するから、上記の基準等を用いる場合であっても、その位置づけは補充的なものに過ぎず、又基準等に政策的な要素が加味されていることが明らかな場合には、基準等を変更して用いることとする。

また、既にADR手続において損害と認められた損害については、ADR手続が訴訟外の手続で柔軟に行われる和解であるとはいえ、何らの資料もなく損害と認められているのではなく、一定の資料に基づいてなされており、法律家（弁護士）の仲介委員による和解案の提示を踏まえて和解に向けた話し合いが行われていることに鑑みれば、ADR手続において認められた損害額は、原告らに生じた損害を認定するにあたり、前提として考慮するのが相当である。

なお、ADR手続においては、避難時から二年を超える損害を認めている事例や、当裁判所の下記認定方針を超える損害を認めている事例がある。例えば、面会交流費、一時立入費用及び避難雑費などの項目についてである。そうした事例においては、資料と事情聴取等によって、仲介委員が、避難時から二年を超える損害や当裁判所の下記認定方針を超える損害についても、当該事例においては、その発生と本件事故との相当因果関係を認める事情があるとの判断をし、その内容の和解案を提示し、被告東電が同和解案を了解したとみることができるから、損害の発生及び本件事故との相当因果関係について、事実上の推定が働き、それを覆すに足りる証拠がない場合には、事実上の推定どおりに認めるのが相当である。ただし、ADR手続において、認められた損害の内実は、和解契約書等の証拠によっても明らかではないことから、和解契約書等によって、損害発生期間等の詳細までを認定することはせず、当裁判所の認定する損害額が、ADR手続で認められた損害額であるとの認定にとどめる。もっとも、期間等を含めて、ADR手続で認められた損害額を認定しても、認定額の結論は変わらない。

オ 一方で、被告東電は、審査会が定めた中間指針等及び被告東電公表の賠償方針は、合理的に定められたものであり、これらの基準に基づく被告東電の賠償は相当なものであるといえるから、これをを超える原告らの請求にはいずれも理由がない旨、被告国は、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の事情がない限り、本件事故との間に相当因果関係が認められない旨それぞれ主張する。確かに、中間指針等は、法令上の根拠を有する指針であり、その内容からして、多数の被害者間において、公平妥当な賠償を実現するために策定されていることが認められ、被告東電公表の賠償方針にも、同様の内容が窺われるから、いずれも合理的な内容であると評価することは十分可能である。しかし、上記のとおり、訴訟においては、個別の証拠によって損害を立証することが求められ、その立証が中間指針等及び被告東電公表の賠償方針を超えるのであれば、本件事故との相当因果関係が当然認められ得るし、中間指針等でもそれを予定しているといえる。したがって、被告らの上記各主張のうち、審査会が定めた中間指針等及び被告東電公表の賠償方針を超える損害賠償は認められないとか、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の事情がない限り、認められないといった部分は、理由がないというべきである。

(2) 放射線検査費用等

避難交通費など、避難に伴う損害のほか、原告らは、身体への放射線の影響を調べるための検査費用や、空間放射線量を計測するためのガイガーカウンターの購入費用を支出している。避難指示等による避難をした者にとっては、放射線の身体への影響を心配することはいわば当然であるから、本件事故と相当因果関係のある損害ということが出来る。しかし、そうでない者、また避難していない者であっても、放射線の影響は目に見えるものではなく、確定的な身体への影響があると明らかになっていないとはいえ、いまだ研究段階であることを踏まえれば、今後どのような影響があるかは不明なのであるのだから、将来の身体への影響を不安に思うことは十分理解できるし、そのような不安を払拭するための費用として、前記検査費用等は必要な支出であるから、前記不安を抱くことが相当と認められる範囲にある者については、本件事故と相当因果関係のある損害ということが出来る。当該費用については、避難に伴うものではないから、前記の二年の期間に制限されることはないというべきである。

(3) 精神的損害（慰謝料）

避難指示等に基づく避難者は、居住地を放射性物質の飛散のため避難を余儀なくされ、自宅等への立入りを制限されるなどして、居住地での生活そのものを奪われたということができ、平穩に生活する利益の享受を阻害されたといえる。本件原告のうち、緊急時避難準備区域に居住していた原告（原告番号一八）でも約六か月にわたり制限され、居住制限区域に居住していた原告（原告番号一）にいたっては、六年もの長期にわたって阻害され続けたのであるから、それにより被った精神的苦痛に対しては、相応の慰謝料を認めるのが相当である。

また、避難指示等に基づく避難した避難者のうち、避難を執行し、それが相当と認められた者は、避難実行の決定に自主的な面があることは否定できないにしても、放射線に対する恐怖や不安による避難が、一般人からみてもやむを得ないのであるから、避難指示等に基づく場合と程度は異なるとはいえ、居住地で平穩に生活する利益を侵害されたといえる。したがっ

て、それによる精神的苦痛に対しては、慰謝料を認めるのが相当である。

ここで、前記で認定した避難の相当性との関係が問題となるところ、避難が相当と認められる場合には、平穩に生活する利益が侵害されたために避難を実行したといえるから、避難者らが避難前に抱いた本件事故やそれにより放出された放射性物質に対する不安や恐怖が、主観的なものにとどまらず、客観的に法的保護に値すると評価できることが前提となっている。したがって、このような場合には、避難を実行した後の避難生活に伴う苦痛だけでなく、避難前に避難者が抱いたであろう不安・恐怖も、本件事故により被った精神的苦痛として評価すべきである。

他方で、避難を実行していない者や、個別の検討において避難の相当性が認められなかった者であっても、精神的損害が認められる場合もある。すなわち、避難を実行していない者も、本件事故後継続して生活し続けている間、本件事故やそれにより放出された放射性物質に対する不安や恐怖を抱き、かつ行動まで制限されることが、主観的なものにとどまらず、客観的に社会通念上相当と認められ、法的保護に値する場合があるし、避難の相当性が認められなかった者も同様であっても、避難の時期という要素によって、相当性の判断が変わり得ることからすれば、その者の居住地や家族構成等によっては、その者が避難前に抱いた不安や恐怖が、上記と同様に法的保護に値する場合も想定されるのである。こうした法的保護に値する場合は、避難を実行していない者や、個別の検討において避難の相当性が認められなかった者であっても、平穩に生活する利益が侵害されたと評価すべきである。

このように、原告らの平穩に生活する利益の侵害の態様はさまざまであるから、慰謝料を算定するにあたっては、避難の相当性における判断と同様、その者の旧居住地と福島第一原発の距離や空間線量の数値を中心とし、家族構成（子どもの有無）や周囲の避難状況等を考慮して、その者が本件事故により抱いた不安や恐怖、そして、その後の避難生活における苦痛等が法的保護に値するといえるかを検討すべきである。

また、原告らは、各種の共同体から受けている利益の全て又はその多くの部分を同時に侵害されたとして、これらの利益を総体的に捉え、地域コミュニティ侵害にかかる損害として、一人あたり二〇〇〇万円の慰謝料の支払を求めている。しかし、前記のとおり、原告らがそれぞれの居住地において、それぞれの共同体において享受している利益を侵害されている事情があったとしても、それはまさに包括的な意味での平穩に生活する利益を侵害されていることそのものであり、これとは別に固有の損害が生じたことと観念することまではできないから、そのような事情は慰謝料算定の際に考慮することで足り、原告らが主張するように、避難に伴う慰謝料と全く別個の慰謝料が発生すると解することはできないというべきである。中間指針等においても、精神的損害の算定にあたって、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穩な日常生活とその基盤を奪われたことを考慮要素としており、同様の考えに立っているものといえる。

(4) 以下では、各原告におおむね共通する損害費目ごとに、本件事故と相当因果関係のある損害と認めた理由及びその算定方法を述べる。なお、下記の損害費目は、必ずしも原告ら主張の損害項目に合致したものとはなっていない。

二 各損害費目について

(1) 避難交通費

ア 当該項目は、避難が相当であると認められた移動に関して発生した交通費をいうものである。避難が相当である場合に、当該避難に要した交通費（居住地に戻る費用も含む。）は、基本的に本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、当該交通費の算定にあたっては、原告らが負担したであろう実費が賠償されるべきであるところ、避難をするためには何らかの移動手段を利用する必要があり、その費用が発生することは明らかであるから、一般的に交通費として相当と認められる額を実費とするのも認められる。

イ 原告らは、避難交通費等の交通費の算定にあたっては、被告東電が直接請求において使用している標準交通費一覧表（自家用車、公共交通機関）記載の額によるべきである旨主張する。しかし、当該標準交通費一覧表は、あくまでも、被告東電が賠償を迅速に行うために、自主的に作成したものであり、そのようなものを作成したからといって、本件訴訟においても、被告東電が一律にそれに拘束されるべき理由はない。また、標準交通費一覧表記載の額は、一般的に自家用車又は公共交通機関を利用したときに必要とされる額よりも相対的に高額となっている傾向があり、また移動距離に応じた額となっていない部分も多くみられることに加えて、公共交通機関では大人料金と小人料金で差があるのが一般的であるにもかかわらず、そのような区別も設けられていない。

ウ そうすると、前記のような事情を踏まえ、標準交通費一覧表の額を基本として、修正を加えるべきであるところ、自家用車の場合の交通費は、一台あたり五名まで乗車できる前提で、一台につき標準交通費一覧表の額×〇・八の費用を、自家用車以外の場合の交通費は、大人料金に値する交通費は、標準交通費一覧表の額×〇・八の費用を、小人料金に値する交通費（避難時六歳以上一二歳未満）は、標準交通費一覧表の額×〇・四の費用を、それぞれ避難交通費として相当と認める。なお、幼児（避難時六歳未満）については、通常、公共交通機関では幼児一名で利用しない限り、費用は発生しないから、避難交通費においても費用は発生しないと認めるべきである。

(2) 移転交通費

避難後に、転居するなどして移転をした場合には、移転の目的、時期及び回数などからして、生活を安定させるために必要と認められる場合など、移転する理由が合理的といえる範囲においては、避難生活にとってやむを得ないものとして本件事故と相当因果関係があるものと認める。

(3) 一時帰宅・面会交流交通費

ア 当該項目は、避難先から避難元へ帰宅するための交通費（以下「一時帰宅交通費」ともいう。）及び、避難したことによって、親が子に面会するために移動が必要となった場合のその交通費（以下「面会交流交通費」という。）をいうものである。

イ 被告東電は、一時帰宅交通費とは、避難指示等により直ちに避難を余儀なくされた者が一時立入りを余儀なくされた場合の費用をいうから、自主的避難に伴う一時帰宅交通費は本件事故と相当因果関係はないと主張する。しかし、前記のとおり、避難指示等によらずに避難したとしても、避難が相当と認められた場合には、一般的には、一時帰宅交通費も本件事故と相当因果関係があるといえるべきである。もっとも、避難指示等により避難を余儀なくされた場合には、市町村が実施する「一時立入り」に参加する場合に限られるが、自主的避難の場合は、一時立入り（帰宅）できる日時や範囲、理由等について制約がなく、本件事故と相当因果関係があるというためには、一時帰宅する必要性があつて、その理由が合理的である場合、必要最低限において、損害と認めるべきである。このように解しなければ、恐怖や不安を感じたとして避難した事例でも、頻繁に一時立入り（帰宅）が可能となることになるが、これでは、そもそも当該移動が、恐怖や不安を感じた避難であるのか、避難